

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

山形県立小国高等学校

独立行政法人に本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内の進路指導委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。なお、社会的養護を必要とする生徒については、上記人数の範囲外として選考する。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

（３）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学習成績概評が「Ａ」に該当する

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、（ｉ）か（ii）のいずれかに該当する

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

（ｉ）：評定平均値 3.0 以上

（ii）：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア： 特定の分野において特に優れた資質能力を有している

(例) 評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

課外活動（部活動含む）に意欲的に参加している など

イ： 進学先での学修に対する意欲が認められる

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）